

## 1 パブリックコメント（県民意見提出手続）への対応

## 工業用水・水道事業

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
1	54  〔概要版 5〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂は産業廃棄物に規定されていないため「土砂を産業廃棄物から除外」の表現に違和感がある。</li> <li>なお、「産業廃棄物の対象から除外」とあるが、同じ文中のもう1箇所にも「の対象」を加えたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業局では河川の表流水等から「水」を作っており、その過程で複数の施設に川砂等が発生しますが、それらが産業廃棄物の「汚泥」に該当するかは総合的に勘案して判断されることから、企業局の施設に発生した段階のものは「土砂」と表記しました。</li> <li>また、表現は「産業廃棄物の対象である汚泥」に統一しました。</li> </ul> <p><b>【修正案】</b></p> <p>「概要版」を以下のように修正</p> <p>着水井に沈殿した土砂については産業廃棄物の対象である汚泥から除外</p> <p>「第4 経営革新の取組 エ 浄水発生土の処分費削減」を以下のように修正</p> <p>浄水過程で発生する土砂は、産業廃棄物の対象である汚泥として処理</p> <p>薬品投入前に発生するものを産業廃棄物の対象である汚泥から除外</p> <p>着水井に沈殿した土砂については産業廃棄物の対象である汚泥から除外</p>
2	54	<p>『環境省から、土の性質などから「都道府県が総合的に判断して差支えない」旨の通知があった。』とあるが、（過去に発出された通知について）「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」（2019.1.25）で周知された、の誤りではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着水井に沈殿した土砂が産業廃棄物の対象から除外された経緯を、平易に表記したものでありますが、ご指摘のとおり、従来の「行政処分の指針について」（平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等で示されている考え方が周知されたものであり、正確を期すため表現を改めました。</li> </ul> <p><b>【修正案】</b></p> <p>「第4 経営革新の取組 エ 浄水発生土の処分費削減」を以下のように修正</p> <p>「都道府県が総合的に判断して差支えない」旨、<b>従前の考え方について周知が図られた。</b></p>

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
3	171	<ul style="list-style-type: none"> <li>・榛南水道の早期統合にあたり、榛南2市で負担する撤去費用について、負担額の平準化や年数の長期化など、榛南2市水道事業の経営への影響を最大限考慮していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の経営戦略においては、2029年4月に経営を統合した後、不要となった施設の撤去終了後に榛南水道事業を廃止する予定となっているため、経営戦略では、撤去費用負担の長期化について考慮されていませんが、今後、榛南水道統合に関する検討会において榛南2市の意見を聞きながら、2市水道事業における負担軽減の方法を検討します。</li> <li>・あわせて、撤去費の抑制（管路の充填処理に向けた道路管理者との協議等）や、地方債「公営企業施設等整理債」の利用による単年度当たりの撤去費用負担の軽減に努めていきます。</li> </ul>

## 地域振興整備事業

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
4	総括表 概要版 6  56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業局の資金を活用したセミ・レディーメード方式による用地の供給スピードを加速」とあるが、民間企業のスピード感に合わせて用地を供給し、誘致に繋げることは重要だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局資金を活用した先行用地造成と一定期間経過後の未分譲地を市町が買取保証することで従来の造成方式と比べて用地供給スピードを1.4倍にする「セミ・レディーメード方式」の活用により、民間企業の誘致に繋がる用地供給を市町と連携して取り組んでいきます。</li> </ul>
5	総括表 概要版 6  57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県際地域や東名高速道路等のインターチェンジの近隣等、エビデンスを重視して候補地を選定」とあるが、浜松湖西豊橋道路の整備に合わせ、周辺区域も含めた整備計画を持って開発を進める必要があると思う。インターチェンジ周辺に工場用地を確保することで、アクセス性を売りに企業誘致ができるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通利便性の良い場所での開発の有効性については、完成から2年4ヶ月の短期間で完売した「富士山麓フロンティアパーク 小山」のほか、今年度、完成した「藤枝高田工業団地」や、企業募集を実施した「富士大淵工業団地」が造成完了前に進出企業が決定したことからも確認できています。</li> <li>・今後の開発候補地の選定に当たっては、企業の進出動向や市町の将来ビジョンを踏まえつつ、インターチェンジからの距離や高規格幹線道路へのアクセス等の交通利便性、地理的優位性、価格競争性等、エビデンスを重視して、市町と連携しながら進めていきます。</li> </ul>

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
6	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出削減の観点から自然エネルギー分野の用地も企業局が造成可能な用地として追加してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局が造成可能な工業用地は、製造業のほか電気供給業や熱供給業などの用に供する用地も含まれています。</li> <li>・最終的には進出企業の具体的な事業内容により判断することになりますが、いわゆる自然エネルギー分野の事業用地として造成することも可能であると考えています。</li> </ul>
7	83	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のニーズは変化すると思うので、数年後のニーズを見据えて事業を進めていってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の通り、社会情勢や経済環境の変化を捉え、企業や市町のニーズに的確に対応できるよう、柔軟に対応してまいります。</li> </ul>
8	85	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局施工のメリットの中に「県庁各課や市町と連携した土地利用調整」とあるが、部局による温度差を上手く舵取りしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整における県庁各課との調整は、調査や造成工事等の実施に当たり発生が見込まれる法的課題等に対し、企業局であらかじめ内容を検討し、助言・アドバイスを行うことで、スムーズに手続きが進むよう引き続き取り組んでいきます。</li> </ul>
9	30 86 190 191	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミ・オーダーメイド方式について、進出企業が決まっていない区画については、セミ・レディーメイド方式の様に一定の販売期間の未分譲地のみ市町が買い取る手法にすれば市町も選択しやすいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミ・オーダーメイド方式は、完成用地を市町が一括して買い取ることを保証することにより、進出企業の決定前であっても企業局が事業に着手する手法です。</li> <li>・造成手法や市町と局のリスク分担については、他県の制度も参考にしながら、引き続き検討を進めていきます。</li> </ul>

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
10	概要版 1 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の計画期間は、2018～2027年度の10年間とし、2022年度以降を見直すとしている。このようなところ、「2022（R4）～2032（R14）年度までの用地造成目標」として、合計10地区113.6haの目標が掲載されている。戦略の計画期間の2027年度まででは、合計5地区26.2haとなり、そもそも戦略的事業展開100haの目標値に対して未達ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的事業展開に記載している「100haの用地造成」は、経営戦略見直し後の計画期間2022～2027年度の目標値ではなく、当初戦略を策定後、今回の見直し時点までに生じた環境変化等を踏まえて、戦略の見直しを行う2022年度以降の約10年間で100haの用地を造成するという新たな目標を設定したものです。</li> <li>工業用地造成事業は着工から完成までに長期間を要することから、長期的な視点に立った上で「100haの用地造成」という目標値を設定しています。</li> <li>この目標に向けた年度別造成計画を、戦略の計画期間2022～2027年度に反映させているため、計画期間の2027年度まででは、合計5地区26.2haとなります。</li> <li>経営戦略見直し後の計画期間においても、「100haの用地造成」に向けた第一歩として、26.2haの目標達成に取り組んでいきます。</li> </ul>
11	概要版 1 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2022（R4）～2032（R14）年度までの用地造成目標」において、2023年度、2024年度及び2030年度の用地造成目標値が設定されていないのは何故か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地造成目標値は、開発する可能性がある地区について、造成の完了を見込む年度に区画数及び面積を記載しています。目標値の記載がない年度は、造成の完了を見込む地区がないということです。</li> </ul>
12	概要版 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政収支計画（地域振興整備事業）において、建設改良費と資金残高・企業債残高の棒グラフでは、2023年度、2024年度及び2030年度の目標値が設定されていないのに対し、前受金等が発生している。財政収支計画の整合はとれているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地造成の完了を見込まない年度であっても造成工事等は実施しています。このため、オーダーメイド方式及びセミ・オーダーメイド方式においては、協定に基づき、当該年度に必要となる造成工事費用に相当する額を前受金として受領するため、前受金等が発生することになります。</li> </ul>

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
13	総括表 概要版 6 56	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エリア構想的な将来ビジョン」として、県全体（東部・中部・西部）、県が進めるフロンティア推進エリア、富士山静岡空港周辺地域など、大まかな将来構想の記述が計画の書き出しにあっても良いのかと感じた。今後県内各地における都市的な土地利用に資する県企業局の整備事業について大いに期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的事業展開には候補地選定に関して、「大都市圏に近く、県外企業の進出ニーズが高い東西県際地域などの地理的優位性、インターチェンジからの距離や高規格幹線道路へのアクセス等の交通利便性、近隣工業用地との価格競争性等の観点から分析し、高い経済効果の発現に向けて戦略的に候補地を選定する。」と記載しています。また、企業の進出動向や市町の将来ビジョンを踏まえ、フロンティア推進エリア等における事業展開についても検討していきます。</li> </ul>
14	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県経済の持続的な発展には、産業と人を呼び込む受け皿整備が不可欠であり、アフターコロナへの対応としても、迅速かつ計画的な産業用地の確保が求められる。引き続き、県企業局ならではの創意工夫による、柔軟な事業展開を期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、エビデンスに基づく戦略的な候補地選定と用地供給の加速化を図るとともに、造成工事では新技術を積極的に取り入れ、企業・市町のニーズにあった用地供給を行っていきます。</li> </ul>

## 全般

No	区分 関係頁	パブリックコメントにおける意見概要	回答
15		<ul style="list-style-type: none"> <li>用字・用語の統一が図られていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当箇所を確認し、必要に応じて修正を行いました。</li> </ul>

## 2 第2回経営評価委員会の意見を受けての対応

### 工業用水・水道事業

No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
1	77	<p>・水質目標は評価の対象項目が、消毒（酢酸系）に偏りすぎている気がする。もう少し検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（鎌田委員）</p>	<p>・水質目標の変更に関して、水質基準 51 項目についてしっかりと満たしていくことが大切である中、特に発がん性リスクが懸念される消毒副生成物に注目しました。トリハロメタンは、前回同様に引き続き目標設定とし、新たに酢酸系の 3 つの項目を目標設定しました。これらは、夏場に定量下限を上回り検出される項目であり、綿密な浄水管理を行うことで抑制すべき項目と考えるために追加しました。その他の項目についても引き続き、水質基準値を厳守し管理していきます。</p>
2	71 80	<p>・浄水場見学会はポストコロナを考えれば、回数を重ねるよりも動画や ZOOM 等先進技術を取り入れ、回数にとらわれずにやってみてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">（鎌田委員）</p>	<p>・事業に対する理解を深めてもらうため、今後は浄水場見学会だけでなく、出前講座の実施や動画配信による施設紹介等による施設の紹介を実施していくこととします。</p> <p><b>【修正案】</b> 「具体的な取組」に以下を追記 浄水場施設 <b>見学会、出前講座、動画配信</b> による施設紹介等を実施する。</p>

No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
3	総括表 概要版 3  40  76	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要版ではICTとあるが、総括表ではI o Tとなっている。統一を図ってはどうか。  (古郡委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央監視装置等のデータを活用した薬品投入自動化等を想定しているため、モノをインターネットにつなぐことで得られる情報の収集、つながったモノの操作等に活用することを意味する「I o T」に統一します。</li> </ul> <p><b>【修正案】</b>  「概要版」を以下のように修正  <b>I o TやA I</b>等の先端技術の活用による業務の合理化、遠隔化、自動化等</p> <p>「第3 経営理念と経営の方向性 イ 適正な維持管理の実施と施設・管路の計画的な更新」を以下のように修正  施設等の維持管理や水質管理については、<b>I o T</b>やA Iなどの先端技術を活用して業務の合理化、コスト削減を図るとともに</p> <p>「具体的な取組」を以下のように修正  <b>I o T</b>やA I等先端技術の導入により、水質管理業務や維持管理業務を適切かつ効率的に運営するための検討を進める</p>
4	総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括表に「DX 活用」とあるが、「DX」は推進するものではないか。  (古郡委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DX」とは、企業がデジタル技術を活用し、ビジネスモデルや企業そのものを変革していくことを意味することから、本編に合わせて「DXの推進」に修正します。</li> </ul> <p><b>【修正案】</b>  「総括表」を以下のように修正  I o TやA Iなどの活用、DX<b>推進</b>による効率化</p>

No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
5	66 75	<p>・適切な人員体制の維持は非常に重大な問題。県全体での採用・配属ということですが、必要なノウハウを有する人員を確保するための人員計画が必要ではないか。</p> <p>(山田委員)</p>	<p>・現在の工業用水・水道事業の経営状況から増員は困難なため、技術者不足を補完するため、官民連携手法の導入による合理化や維持管理に係る業務の外注化を進めていきます。</p> <p>・若年層の確保や経験者の配置については、知事部局も含めた人事全体の中で要望していくとともに、年齢構成の偏りについては、職員採用を行っている知事部局に是正を働きかけていく必要があります。</p> <p><b>【修正案】</b> 「具体的な取組」に以下を追記 <b>年齢の偏在を是正するため、人事採用部署に若手、中堅技術職員の採用を要望</b></p>
6	97	<p>・2027年に向けて特に工業用水道の給水収益が増加する計画となっており実現可能か。料金値上げが必要となるのか、などを明確にする必要があるのではないか。</p> <p>(山田委員)</p>	<p>・経営戦略では、安心安全な用水供給を維持するために必要な施設更新費をはじめとする経費を明らかにした上で、事業ごとの毎年度損益の黒字化と、一定規模の資金の確保に必要な収益を算定しています。</p> <p>・ここで算定した確保すべき収益については、さらなる革新的なコスト削減と並行しながら各種財源確保策を進め、それでもなお不足する場合には、ユーザーや受水市町に丁寧に説明し、契約水量とともに料金の見直しを行うこととしています。</p>



No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
7	139	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業債残高と資金残高が両建てとなっている。金利負担の増加につながるのではないか。</li> </ul> <p>(山田委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工水の7事業、水道の3事業ともに事業別に財政収支計画を作成していますが、資金残高の状況は各事業によって大きく異なっており、60年間を通じて企業債を発行しなくても資金水準を維持できる事業がある一方で、企業債の発行によらなければ最低限の資金を確保できない事業もあります。</li> <li>60年間の財政収支計画では、全事業がそれぞれ一定水準の資金を確保する試算としているため、会計単位で見ると企業債残高と資金が両建てとなります。</li> </ul>
8	131	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業債以外の資金調達の方法を検討することも必要ではないか。</li> </ul> <p>(山田委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公営企業の建設改良工事のための資金調達は「企業債」という用語で整理され、調達計画は総務省の同意又は許可が必要となります。</li> <li>現在は、政府系（財政融資、地方公共団体金融機構）と民間（市中の金融機関）の両方から借入を行っておりますが、資金残高や支払利息負担などを勘案し、借入の充当率や期間を検討・決定しています。</li> <li>制度上、借入期間は原則、法定耐用年数以内とされており、政府系の財政融資資金は最長40年、地方公共団体金融機構は最長30年となっています。</li> <li>今後、施設の実質耐用年数に応じた期間の借入や、補償金なしで繰上償還できる政府資金の新設・見直し、社会経済の基盤づくり、社会資本の再生・構築にインセンティブが働くような低利な資金調達の制度創設や機運醸成など、資金調達に係る新たな仕組みづくりや取組について、国や主要金融機関への働きかけ、公連協等の横のつながりを活用した取組などを検討していきます。</li> </ul>

No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
9	40～41 72 81	<p>・インフラ機能の維持のため、資金調達方法の多様化や相当程度の公的負担が必要ではないか。こうした中長期的な議論も経営計画の中で触れる必要があるのではないか。</p> <p>(山田委員)</p>	<p>・工水・水道事業の社会資本の再生・構築といった特性を鑑み、給水収益以外に国庫補助制度や繰出基準の見直し・拡充について国へ要望を行い、財源確保に努めます。その他必要な制度の創設や事業化、既存制度の見直し・拡充についても検討し、国や関係機関へ働きかけを行っていきます。</p> <p>・県施策としての事業化や繰出金の見直しに向けて、経済産業担当部局や財政担当部局など県関係部局との協議も進めていきます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>「第4 経営革新の取組 ウ 経営基盤の強化」に以下を追記 国庫補助制度や繰出基準の見直し・拡充の国への要望、<b>その他必要な制度の創設や事業化に向けた国や関係機関への働きかけ</b>、・・・により、財源の確保に最大限努めていく。</p> <p>「具体的な取組」に以下を追記 3 国庫補助制度や公営企業繰出基準の見直しを、国に積極的に要望する。<b>その他必要な制度の創設や事業化に向けて国や関係機関へ働きかけを行う。</b></p>
10	41 71	<p>・60年間の更新費用・必要財源の見通しなども適切に広報し、広く議論できる土壌を作ることも大切ではないか。</p> <p>・地域に産業が根差すことで雇用を創出し、地域が発展するためには、工水による企業への給水が不可欠である。このような工水の社会的な役割を広く県民に広めることで、より有利な資金調達や更新費用の負担についての議論につながるのではないか。</p> <p>(山田委員)</p>	<p>・引き続き工水ユーザーや水道受水市町との意見交換会を毎年開催し、施設の整備状況、料金精度の仕組み、決算の推移、将来の見通しなど経営情報を丁寧に説明し、情報共有を図っていきます。</p> <p>・各事務所にお客様相談窓口を設置し、意見・要望に速やかに対応するほか、企業局月間情報誌「Kリリース」により情報発信を行います。</p> <p>・工業用水の社会的な役割についての広報に努めます。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>「具体的な取組」に以下を追記 <b>ほか、工業用水道事業の必要性についての広報に努める。</b></p>

No	区分 関係頁	第2回経営評価委員会における意見概要	回答
11	70	<p>・カーボンニュートラルへの対応について、具体的な取組み・行動計画や目標設定なども記載したほうが良い。</p> <p style="text-align: right;">(山田委員)</p>	<p>・富士川及び東駿河湾の両工業用水道事業の統合におけるカーボンニュートラルへの取組について記載します。</p> <p><b>【修正案】</b> 「具体的な取組」に以下を追記</p> <p>・富士川及び東駿河湾の両工業用水道事業を統合し、水運用の最適化により動力費等のコストとCO2排出量を削減</p>